

女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書第10条第1項に基づき、立地自治体等とともに女川原子力発電所に立ち入り、現地及び書面調査を実施したもの。

1 実施日等

- (1) 実施日 令和8年1月13日(火)
- (2) 実施場所 東北電力(株)女川原子力発電所
- (3) 調査機関 県、女川町、石巻市（登米市、東松島市、美里町、南三陸町 同行）

2 調査項目及び結果の概要

- (1) 原子炉格納容器内水素濃度検出器の交換に関する事項
 - ① 検出器交換後の状況
⇒ 2号機の中央制御室において、現場調査を実施し、正常に水素濃度を監視できていることを確認した。
 - ② 検出器新規採用時の性能検査等の状況
⇒ 書面による記録から、新規採用時の試験・検査の内容について確認した。
 - ③ 不具合の原因調査等の状況
⇒ 原因調査等の進捗状況を確認した。
- (2) 原子力発電所の運営体制に関する事項
 - ① 東通原子力発電所で発生した核物質防護に係る不正・不備事案を踏まえた女川原子力発電所の状況
⇒ 東通原子力発電所と同様の事案がないこと等を確認した。

② 改善措置活動に関する状況

⇒ 不適合事象や気づき事項等を広く拾い上げ、改善につなげる体制を構築、運用していることを確認した。

(3) 長期施設管理計画に関する事項

⇒ 原子炉建屋及び代表的な設備の点検結果並びに劣化評価の結果を確認した。また、今後、交換が必要と評価した原子炉の冷却水が流れる配管を現場で確認した。

3 要請事項

- (1) 水素濃度検出器の不具合について、引き続き原因の究明に努めるとともに、実効性のある再発防止対策を策定すること。
- (2) 東通原子力発電所における事案の根本原因をしつかり分析し、女川原子力発電所においても水平展開が必要な対策については確実に実施すること。
- (3) 今回の水素濃度検出器のような新規の設備・機器や長期施設管理計画による既存設備への代替品等の導入に当たっては、機器の選定や性能確認を含め、調達時から慎重に対応すること。また、保守管理に当たっては少しでも異常があれば立ち止まり、安全第一を徹底するとともに、県民に対して丁寧な情報公開を行うこと。

4 今後の対応

今後も女川原子力発電所の安全管理の状況について適宜報告を求めるとともに、問題があると判断した場合には、速やかに立入調査を行うなど、東北電力に対し必要な改善を求めていく。